



# 鳥取県公報

令和7年12月2日(火)  
第9747号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

◇ 告 示	知事指定薬物の指定の失効(666) (医療・保険課)	2
◇ 公 告	保安林の指定施業要件の変更に係る森林所有者等への公示による通知 (森林づくり推進課)	2

## 告示

### 鳥取県告示第666号

鳥取県薬物の濫用の防止等に関する条例（平成25年鳥取県条例第6号）第10条第1項の規定に基づき、知事指定薬物の指定が失効したので、同条第4項の規定により次のとおり告示する。

令和7年12月2日

鳥取県知事 平井伸治

指定番号	通称名	指定年月日	失効年月日
7-知(1)-7	ortho-Methylfentanyl o-Methylfentanyl	令和7年11月4日	令和7年11月8日
7-知(1)-8	5-Methyl etodesnitazene、 Etometazene	〃	〃
7-知(1)-9	4-PrO-DMT	〃	〃

## 公告

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第33条第3項の規定による通知を受け取るべき森林所有者の所在が不分明であるため、同法第189条の規定により、次のとおり公告する。

令和7年12月2日

鳥取県知事 平井伸治

- 1 所在が不分明な者が所有する保安林の所在場所  
八頭郡八頭町大門字大光寺143
- 2 通知の題名 保安林の指定施業要件の変更について
- 3 通知の要旨
  - 1に掲げる土地について、令和7年4月9日付農林水産省告示第575号（保安林の指定施業要件を変更する件）のとおり保安林の指定施業要件を変更すること。
- 4 通知の掲示場所 八頭町役場
- 5 通知の保管場所 鳥取県農林水産部森林・林業振興局森林づくり推進課